

大分市消防局自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民が参加するイベント等の主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）等を貸し出すことにより、イベント等への参加者が心停止に陥った際の救命活動に備えるとともに、市民がAEDに身近に触れる機会を提供することによりAEDの使用その他の救急蘇生法についての知識を市民に浸透させることを目的とする。

（貸出AED）

第2条 貸し出すことができるAED及び付属品等（以下「貸出AED」という。）は、別表のとおりとする。

（貸出対象者）

第3条 貸出AEDを貸し出す対象者は、イベント、スポーツ競技、講習会等（以下「各種イベント等」という。）で次に掲げるすべての要件を満たすものを主催する公共的団体等とする。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- （1）市内において、おおむね10人以上の市民が参加する各種イベントで、営利を目的としないもの。
- （2）救命講習等により、AEDを含めた心肺蘇生法を習得した者が会場に常時配置されていること。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、各種イベント等の開催される期間を含め、7日以内とする。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(経費負担)

第5条 貸出AEDの貸出し（以下「貸出し」という。）は、無償とする。

- 2 貸出AEDを使用したことにより消費した物品の補充は、消防局において行うものとする。
- 3 貸出期間中における貸出AEDの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた団体が負担するものとする。

(貸出手続)

第6条 貸出しを受けようとする団体は、貸出しを受けようとする日の7日前までに自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）を局長に提出しなければならない。ただし、局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 局長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、貸出しを決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出許可書（様式第2号）により、申請をした団体に通知するものとする。
- 3 局長は、貸出しの際、前項の規定による貸出しの決定を受けた団体（以下「利用団体」という。）に貸出AEDの取扱い方法その他の貸出留意事項の説明を行うとともに、消耗品の数量等を確認するものとする。

(返却手続)

第7条 利用団体は、貸出AEDを返却しようとするときは、自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式第3号）を局長に提出するとともに、貸出AEDの点検及び確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用団体は、貸出AEDを汚損し、き損し、又は滅失したときは、直ちに自動体外式除細動器（AED）汚損等報告書（様式第4号）により市長に届

け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(利用団体の遵守事項)

第9条 利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出AEDを常に良好な状態で管理し、使用すること。
- (2) 貸出AEDの使用に当たっては、安全に十分に配慮して使用すること。
- (3) 各種イベント等の開催される期間中に、会場にAEDが備えられていることを積極的に周知すること。
- (4) 貸出AEDの譲渡、処分、転貸、営利目的の使用その他貸出の目的以外の使用をしないこと。

(決定の取消し)

第10条 局長は、利用団体が本要綱の規定に違反したとき、その他特に必要があると認めたときは、第6条第2項の規定による取り消し、貸出AEDを返却させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、貸出しに関して必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

別表

貸出AED一覧

	内 容	数 量	備 考
管理番号	1～5	5台	
構 成	AED本体	1台	
	キャリングケース	1個	
	AED救急セット	1セット	